



山形県公報

令和5年9月22日(金)
第440号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県指定有形文化財の指定の解除……………(博物館・文化財活用課) ……957
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……960
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……961
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……962
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(庄内総合支庁建築課) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第656号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第5条第1項の規定により、次の山形県指定有形文化財の指定を解除する。

令和5年9月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

種 別	名 称	員 数	旧所有者	旧 所 有 者 の 住 所
絵画の部	紙本淡彩祭礼図巻 松村呉春筆	1 巻	佐藤雄朔	山形市鉄砲町二丁目3番20号

山形県告示第657号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年9月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
もがみ中央農業協同組合
代表理事組合長 押切 安雄
新庄市大字福田字福田山711番地73
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
菅 徹 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和5年9月11日

五十嵐 佳 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
二ノ宮 渉 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
阿部 邦博 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
早坂 貴 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
沼澤 圭治 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
星川 健 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
二戸 広平 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
井上 政良 玄米、大豆、そば	同 左
小嶋 広弥 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
山本 周平 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 拓 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 徳彦 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
門脇 透 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
片桐 達也 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
笠原 孝志 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 浩太 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
沼澤 大典 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
坂井 義宏 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
大場 駿平 玄米、大豆、そば	同 左
西嶋 信一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
石山 賢一 玄米、大豆、そば	同 左
五十嵐 孝 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
八鍬 広美 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
後藤 陽一 玄米、大豆、そば	同 左

川田 昭一 玄米、大豆、そば	同 左
八鍬 重孝 玄米、そば	同 左
矢口 圭介 玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 義隆 玄米、大豆、そば	同 左
黒木 敬 玄米、大豆、そば	同 左
早坂 一紀 玄米、そば	同 左
大友 賢吾 もみ、玄米、そば	同 左
渡部 大祐 もみ、玄米、そば	同 左
矢口 誠 もみ、玄米、そば	同 左
庄司 健二 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 祐一郎 玄米、大豆、そば	同 左
堀米 亮 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
鬼海 康裕 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
坂井 鉄平 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
杉原 貴文 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
矢口 渡 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
奥山 圭 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
後藤 貴康 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 洸史 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
土田 慎平 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
	小野 和哉 もみ、玄米、大豆、そば

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 有限会社山形川西産直センター
 代表取締役 平田 勝越
 東置賜郡川西町大字下小松1672番地 1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
平田 啓一 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和5年8月25日
平田 勝越 玄米			
平田 由姫 玄米			

山形県告示第658号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西川町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年9月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	工 藤 正 章	西村山郡西川町大字吉川1123番地
同	高 橋 辰 吉	同 939番地
同	渋 谷 健 悦	同 大井沢176番地
同	高 橋 春 二	同 吉川985番地
同	佐 藤 暢 一 郎	同 睦合丙209番地
同	志 田 信 也	同 大井沢849番地乙
同	荒 木 勝 利	同 吉川493番地
監 事	後 藤 寿 彦	同 1117番地
同	高 橋 正 雄	同 724番地
同	佐 藤 歳 雄	同 睦合丙158番地

山形県告示第659号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西川町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年9月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	工 藤 正 章	西村山郡西川町大字吉川1123番地

同	高橋春二	同	985番地
同	佐藤丈助	同	大井沢415番地
同	渋谷健悦	同	176番地
同	荒木俊夫	同	吉川1878番地2
同	荒木勝利	同	493番地
同	土田義則	同	睦合丙298番地1
同	柴田理恵	同	吉川1557番地
監事	後藤寿彦	同	1117番地
同	土田和雄	同	睦合丙371番地
同	吉見秀秋	同	甲133番地

山形県告示第660号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年9月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称
富並川伊蔵堰土地改良区
- 2 事務所の所在地
北村山郡大石田町大字横山102番地
- 3 認可年月日
令和5年9月14日

山形県告示第661号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、月光川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年9月22日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
監事	本間清悦	飽海郡遊佐町菅里字菅野27番地の13

山形県告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年9月22日から同年10月6日まで縦覧に供する。

令和5年9月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 286号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市関沢字一里沢450番1から		旧	5.6メートル	14メートル
同 まで			5.3	
同	上	新	8.7メートル	同上
			5.4	

山形県告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年9月22日から同年10月6日まで縦覧に供する。

令和5年9月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 286号
- 2 供用開始の区間 山形市関沢字一里沢450番1から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和5年9月22日

山形県告示第664号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建築課及び庄内町役場において縦覧に供する。

令和5年9月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 指定の番号 私道庄第125号
- 2 指定の場所 東田川郡庄内町常万字大乘向11番1内、12番1内、13番5内、14番1内、67番内
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 70.51メートル
- 4 指定年月日 令和5年9月5日

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
令和5.6.30	号外(24)	20	11	1,838,747.56㎡	1,835,277.33㎡
同	同	同	同	△7,864.55㎡	△11,334.78㎡